

サイバーセキュリティ推進専門家会議 第8回会合 議事概要

1. 審議期間：令和8年9月3日（木）から同年9月4日（金）まで
2. 議決日： 令和8年9月7日（月）
3. 開催方法：文書による審議

4. 参加者 （委員）

赤荻 真由美	株式会社みずほフィナンシャルグループ サイバーセキュリティ統括部 部付部長
上沼 紫野	LM虎ノ門南法律事務所 弁護士
漆間 啓	三菱電機株式会社 代表執行役 執行役社長 CEO
大谷 和子	株式会社日本総合研究所 アドバイザー
小栗 泉	日本テレビ放送網株式会社 スペシャリスト・オフィサー 特別解説委員
加藤 恭子	全日本空輸株式会社 上席執行役員 グループ CIO デジタル変革室長
川口 貴久	東京海上ディーアール株式会社 上級主席研究員
後藤 厚宏	情報セキュリティ大学院大学 教授【議長】
酒井 啓亘	早稲田大学法学学術院 教授【議長代理】
穴戸 常寿	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
篠田 佳奈	株式会社ゼスロク 代表取締役
神保 謙	慶應義塾大学 総合政策学部 教授
土屋 大洋	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 教授
野口 貴公美	一橋大学 法学研究科 教授
星 周一郎	東京都立大学法学部 教授
松田 浩路	KDDI 株式会社 代表取締役社長 CEO 一般社団法人 ICT-ISAC 理事

5. 議事概要

- （1） サイバー対処能力強化法整備法の施行に伴う「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範」等の改定について

サイバー対処能力強化法整備法※の施行(令和8年10月1日)によるサイバーセキ

セキュリティ基本法の改正に伴い、サイバーセキュリティ基本法第26条第1項第2号を引用する「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の関係規定について、所要の改定を行う必要があるところ、改定案（資料1－2、資料1－3）に基づき、文書による審議の結果、本件審議に参加した委員全員から改定案について異議がない旨を確認し、了承された。

あわせて、本議題に関して、今後のサイバーセキュリティ戦略本部での決定に向けて、事務局において所要の検討・調整等を行った上で、必要があれば事務局と後藤議長で調整等を行う等、その取扱いについて後藤議長に一任することで、了承された。

※重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和7年法律第43号）

以上